

厚生労働省案に対する意見

2012年2月21日

民主党政策調査会厚生労働部門会議
障がい者ワーキングチーム（WT）

座長 岡本 充功
事務局長 初鹿 明博
事務局次長 水野 智彦

厚生労働部門会議の下に設置された本ワーキングチーム（WT）は、マニフェストに沿って障がい者福祉制度を抜本的に見直すため、10月以降、42の関係団体及び地方3団体から総合福祉法（仮称）に盛り込むべき事項についてご意見を伺い、その後「骨格提言」の論点ごとに議員間での議論を行うなど、精力的に議論を続けてきた。

民主党は、障害者等が当たり前に地域で暮らし、地域の一員として共に生活することができる社会を目指し、また、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人がいきいきと働き、社会参加し、暮らしやすい社会を構築することを目指し、政策を進めている。

改正された「障害者基本法」における「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念を基本としつつ、障害者の権利擁護と合理的配慮という概念を導入した「障害者権利条約」が採択されたことにかんがみて、障害保健福祉施策を根本から見直す必要がある。

2月7日に本ワーキングチーム（WT）に、新法の厚生労働省案が提示されたが、本ワーキングチーム（WT）の議論を真摯に受け止め、当事者の想いを受けとめるには、未だ不十分な点が散見される。このため、新法においては、厚生労働省案に加えて、下記の事項を盛り込むべきである。

なお、新法の実施に向けて留意すべき事項について、別紙に整理したので、骨格提言の段階的・計画的実現を目指す観点から、厚生労働省において真摯に対応することを本ワーキングチーム（WT）として求めるものである。

1. 障害者自立支援法の廃止

障害者自立支援法を廃止するため、我が国の法体系から障害者自立支援法という名称の法律を無くする。

これに代わる新たな法律の名称については、障害者自立支援法が障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたとの反省に立ち、この意見書及びこれまでの本ワーキングチーム（WT）での議論も踏まえ、「障害者総合福祉法」を含め、法律の内容を体现するものとすべきである。

2. 支給決定の在り方の見直し

障害程度区分の在り方に限らず、支給決定全般の在り方について、検討を行い、必要な措置を講ずることとすべきである。

また、この検討にあたっては、障害者及びその家族その他の関係者の意見を聴くべきである。

法の施行後5年を目途とされている検討の期限については、本ワーキングチーム（WT）においてその期限を短縮すべきとの意見が強かったことから、短縮する方向で検討すべきである。

3. 障害者に対する支援（サービス）の充実

常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他障害福祉サービスの在り方等について、検討を行い、必要な措置を講ずることとすべきである。

また、この検討にあたっては、障害者及びその家族その他の関係者の意見を聴くべきである。

法の施行後5年を目途とされている検討の期限については、本ワーキングチーム（WT）においてその期限を短縮すべきとの意見が強かったことから、短縮する方向で検討すべきである。

4. コミュニケーション支援の充実

コミュニケーション支援は、障害者が地域で生活し、サービスを円滑に利用するために必要な支援である。この支援の提供を支える人材の確保を図るため、コミュニケーション支援を行う人材の養成を地域生活支援事業の必須事業とすべきである。

5. 障害福祉計画の見直し

(1)医療や教育等との連携

都道府県及び市町村は、医療機関や教育機関等との連携により、法に基づく支援が効果的に提供されるよう、障害福祉計画に医療、教育等の関係機関との連携に関する事項を定めるよう努めることとすべきである。

(2)障害福祉計画の定期的な検証と見直し

都道府県及び市町村は、障害福祉計画について、定期的に評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の変更等を行うべきである。

6. 自立支援協議会の見直し

(1)自立支援協議会の名称の変更

自立支援協議会について、地方公共団体において、実情に応じて地域生活支援協議会などの名称にできるようにすべきである。

(2)構成員の見直し

協議会の構成員に、障害者及びその家族が含まれることを明記すべきである。

7. 総合的な相談支援体系の整備

(1)身体障害者相談員・知的障害者相談員等の活用

障害当事者が身近な地域において安心して暮らせるよう、障害者本人や家族により行われている身体障害者相談員や知的障害者相談員等の活用を促し、これらの相談員が、地域の中の適切なサービスにつなげていけるような体制を構築していくことが重要である。このため、これらの相談員が障害福祉サービス事業者と連携して、相談を実施することを明記すべきである。

(2)意思決定支援に配慮した支援の提供

相談支援について、その置かれている状況や生活のしづらさなど障害者本人の抱える問題を踏まえ、障害者の意思を尊重しながら、提供されるべきである。このため、障害者の立場に立って相談支援事業者が支援を行うことを法律に明記すべきである。

(3)成年後見制度の利用促進のための体制整備

成年後見制度は、障害者が適切なサービスを利用でき、住み慣れた地域で安心して暮せるようにするための権利擁護の柱である。このため、市町村は、成年後見制度をより利用しやすくするための体制整備に努めるべきことを法律に規定すべきである。

以上

1. 骨格提言の段階的・計画的実現

骨格提言の実現を目指す観点から、今回の法律事項に限らず、引き続き、予算の確保や報酬改定も含め、段階的・計画的に取り組むべきこと。

2. 障害者の範囲の拡大の検討

法の対象となる障害者の範囲を定める政令については、「制度の谷間」をなくすという基本的考え方に立ち、難病対策全般の見直し等における専門的・技術的な意見も踏まえて検討すべきこと。

3. 支給決定の在り方の検討

法に基づく支給決定の在り方の検討にあたっては、個別事情に即した障害者及びその家族の意向を尊重すべきこと。

4. 常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援の在り方の検討

法に基づく常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援の在り方の検討にあたっては、現行の個別給付について、福祉サービスとしての給付間の整合の観点にも留意しつつ、対象者やサービス内容の拡大も含めて検討すべきこと。

なお、重度訪問介護の対象者、行動援護のサービス内容の拡大については、今回の法案に盛り込むべき、それが難しい場合には平成 26 年 4 月 1 日までに検討を行い結論を得るべきとの強い意見があった。

5. 障害者の就労の支援の在り方の検討

法に基づく障害者の就労支援の在り方の検討に併せ、労働法規の適用も含め、多様な就業の機会の確保のための方策についても、障害者の一般就労を更に促進する観点から検討すべきこと。

6. 精神障害者に対する相談支援の充実

精神障害者に対する相談の充実については、平成 24 年内を目途に検討を行うこととしている精神保健医療福祉施策の見直しの際に検討すべきこと。

7. 地域移行の更なる推進

障害者の地域生活への移行をさらに促す観点から、国が施設入所者数の削減数、地域生活への移行者数、精神科病院からの退院について、数値目標設定にあたっての目安を示し、都道府県及び市町村はこれに沿って、障害福祉計画に基づく計画的な基盤整備を図るべきこと。

なお、国が示す数値目標設定にあたっての目安については、定期的な検証と、見直しを行うべきこと。

8. 地域生活支援事業の実施に当たって配慮すべき事項

市町村の地域生活支援事業に追加されるボランティア活動を支援する事業については、当事者及び家族主体の取り組みについても推進されるよう努めるべきこと。

9. 訪問系サービスに関する国庫負担基準の検討

訪問系サービスに関する国庫負担基準については、国と地方公共団体の役割分担も考慮しつつ、引き続き、検討すべきこと。